指定数量

【危険物の物性】

引火点

- ・空気中で可燃性物質(主として液体)に点火した際、燃え出すのに十分な濃度の蒸気が表面付近に発生する最低温度。
- ・引火点が低い物ほど引火の危険性が高い。

燃焼点

- ・燃焼が継続するのに必要な最低の温度。
- ・引火点より高い。

発火点

- ・空気中で可燃性物質を過熱し続けた際、火炎や火花などがなくても、自然に発火する最低温度。
- ・燃焼点より高い。
- ・発火点が低い物ほど燃焼の危険性が高い。

燃焼範囲(燃焼限界)

- ・可燃性気体または可燃性液体の蒸気と空気や酸素などの支燃性気体が混合した混合 気体に点火すれば、爆発を起こす混合濃度の範囲。
- ・燃焼範囲が広く、爆発下限値が低いものほど危険性が高い。

【指定数量(法9条の4 危政1の11 法10-1 法11-1法16の9)】

- ・危険物について、その危険性を勘案して、政令で定める数量。
- ・危険性の高い危険物ほど指定数量は少ない。
- ・指定数量の何倍あるかによって貯蔵、取り扱い量を規制する。
 - 例1) ガソリン10000

10000÷2000=5倍

例2) ガソリン4000 灯油3000 重油3,0000

 $4000 \div 2000 + 3000 \div 1,0000 + 3,0000 \div 2,0000 = 3.8$ 倍

- ・指定数量以上の危険物の貯蔵・取り扱いは危険物施設で行わなければならない。
- ・指定数量未満の危険物の貯蔵・取り扱いの技術上の基準は火災予防条例で定める。
- ・指定数量以上の危険物であっても、取り扱い期間が<u>10日</u>以内であれば、消防長または消防署長の承認を受けて、危険物施設以外の場所で貯蔵・取り扱いができる。
- ・航空機・船舶・鉄道・軌道による危険物の貯蔵・取り扱い・運搬は上記の適用はされない。

【少量危険物(法9条の4)】

- ・指定数量未満かつ指定数量の1/5以上の数量の危険物
- ・少量危険物の貯蔵・取り扱いを予定されている場所を、管轄する消防署へ届け出なければならない。
- ・貯蔵・取り扱いの技術上の基準は火災予防条例で定める。

指定数量

【第4類 引火性液体の指定数量(法別表1 危政別表3)】

- 1 特殊引火物 500
- ・発火点100℃以下のもの
- ・引火点-20℃以下で、かつ、沸点40℃以下のもの ジエチルエーテル 二硫化炭素 アセトアルデヒド 酸化プロピレン
- 2 第一石油類
- ・引火点21℃未満のもの
- 〈非水溶性〉 2000

<mark>ガソリン</mark> ベンゼン トルエン n-ヘキサン 酢酸エチル エチルメチルケトン

〈水溶性〉 4000

アセトン ピリジン ジエチルアミン

- 3アルコール類 4000
- ・炭素数3までの飽和1価アルコール(変性アルコール含む) メタノール エタノール n-プロピルアルコール イソプロピルアルコール
- 4 第二石油類
- ・引火点が21℃以上70℃未満のもの
- 〈非水溶性〉 1,0000

灯油 軽油 クロロベンゼン キシレン n-ブチルアルコール

⟨水溶性⟩ 2,000ℓ

酢酸 プロピオン酸 アクリル酸

- 5 第三石油類
- ・温度が20℃で液状であり、かつ、引火点が70℃以上200℃未満のもの
- 〈非水溶性〉 2,0000

重油 クレオソート油 アニリン ニトロベンゼン

- 〈水溶性〉 4,0000
- エチレングリコール グリセリン
- 6,0000
- ・温度20℃で液状であり、かつ、引火点が200℃以上250℃未満のもの ギヤー油 シリンダー油
- 7 動植物油類 10,0000
- ・動物の脂肉等・植物の種子・果肉から抽出したものであって、引火点が250℃未満のもの